

国家戦略特区等に係る新たな規制緩和措置の提案

(新規提案 10 項目、再提案 11 項目、計 21 項目)

1 新規提案 (10 項目 (うち 1 項目は非公表))

No.	項目	規 制		提案理由												
		現 行	求める緩和措置													
1 (国)	国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に応じた労務規制の緩和 (労働基準法第 37 条の特例) 【産業労働部】	使用者は、時差のある外国との国際業務等を行わせる場合であっても、午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合は、割増賃金を支払うことが必要。	国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後 10 時から午前 5 時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 外国に本社や取引先等がある国際企業（外国・外資系企業）においては、外国との会議や打ち合わせ、取引先への発注など時差のある外国とのグローバルな国際業務を展開。 そのような国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に鑑みて、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要。 												
2 (国)	工場拡張に係る農振除外要件の緩和 (農業振興地域の整備に関する法律施行令第 9 条の特例) 【産業労働部】	既存の工場を拡張するため農振除外をする場合、土地改良事業が行われている農地については、事業完了後 8 年を経過していることが必要。	雇用創出効果が高い場合においては、事業完了後 8 年未満であっても、補助金を返還した上で、農振除外できるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 当該年数規制があるために工場拡張ができず、その結果、他地域へ工場を移転するケースがあり、地域活性化や雇用創出の機会を失うことになることから、規制緩和が必要。 												
3 (国)	地方公共団体による職業紹介の自由化 (職業安定法第 33 条の 4 第 1 項の特例) 【産業労働部】	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、厚生労働大臣への届出が必要。	地方公共団体が無料職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣への届出を不要とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生で若者の雇用の場の確保が全国的に求められていることから、地方が機動的に対応できるよう届出制を廃止すべき。 												
4	地震災害における災害救助法の適用基準の緩和 (災害救助法施行令第 1 条第 2 項の特例) 【企画県民部】	地震災害の一部損壊については、災害救助法の適用基準となる住家滅失世帯数の算定対象外。	一部損壊のうち屋根瓦の崩落等により居住することができない状態となった世帯についても、3 世帯をもって滅失 1 世帯として算定すること。	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法施行令において、水害の場合には「住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって滅失 1 世帯とみなす」と規定されているが、地震の場合には半壊以上が対象で、一部損壊は算定対象外。 平成 25 年淡路島地震では、全半壊が少なく、災害救助法の適用がなかったが、以下のように屋根瓦の崩落等の一部損壊が多く、同法適用並みの被害状況であった。このような一部損壊への支援が必要。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">＜H25 淡路島地震における洲本市の例＞</td> </tr> <tr> <td>-法適用基準</td> <td>滅失 60 世帯</td> </tr> <tr> <td>-被害 全壊</td> <td>7 世帯 (滅失 7 世帯)</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>70 世帯 (滅失 35 世帯に相当)</td> </tr> <tr> <td>一部損壊(※)</td> <td>221 世帯 (滅失 73 世帯に相当※)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計 115 世帯に相当</td> </tr> </table> ※一部損壊(損害割合 10%以上) 3 世帯をもって滅失 1 世帯とした場合。 	＜H25 淡路島地震における洲本市の例＞		-法適用基準	滅失 60 世帯	-被害 全壊	7 世帯 (滅失 7 世帯)	半壊	70 世帯 (滅失 35 世帯に相当)	一部損壊(※)	221 世帯 (滅失 73 世帯に相当※)	計 115 世帯に相当	
＜H25 淡路島地震における洲本市の例＞																
-法適用基準	滅失 60 世帯															
-被害 全壊	7 世帯 (滅失 7 世帯)															
半壊	70 世帯 (滅失 35 世帯に相当)															
一部損壊(※)	221 世帯 (滅失 73 世帯に相当※)															
計 115 世帯に相当																
5	被災者生活再建支援法の運用基準の緩和 (被災者生活再建支援法施行令第 1 条の特例) 【企画県民部】	住宅全壊被害を受けた世帯について、地域内で一定数以上 (10 世帯以上等) 発生したことが適用の要件。	一部の被災地域が適用対象となった場合は全ての被災地域が支援の対象となるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 同一災害にもかかわらず、居住する地域の違いにより、被災者生活再建支援法の適用対象外となり、支援の対象とならない被災者が生じる。このため、法適用規模の災害が発生した場合、全ての被災地域について法の適用が必要。 												
6	災害ボランティアセンター設置・運営の災害救助法対象化 (災害救助法施行令第 2 条の特例) 【企画県民部】	災害ボランティアセンターの設置・運営については、災害救助法の救助の対象外。	災害ボランティアセンターの設置・運営を災害救助法の救助に位置付けること。	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災や東日本大震災でみられるように、大規模災害時には災害ボランティア活動が不可欠。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">＜災害ボランティア数＞</td> </tr> <tr> <td>-阪神・淡路大震災</td> <td>延べ 217 万人 (H7.1~H12.3 頃)</td> </tr> <tr> <td>-東日本大震災</td> <td>延べ 143 万人 (H23.3~現在)</td> </tr> </table> その活動の円滑な実施を図るための災害ボランティアセンターについては、多くのボランティアの受入や送迎などの体制整備、長期間にわたる継続的な活動を行うための多額の費用が必要。 同センターの設置・運営を災害救助法に位置付けることが必要。 	＜災害ボランティア数＞		-阪神・淡路大震災	延べ 217 万人 (H7.1~H12.3 頃)	-東日本大震災	延べ 143 万人 (H23.3~現在)						
＜災害ボランティア数＞																
-阪神・淡路大震災	延べ 217 万人 (H7.1~H12.3 頃)															
-東日本大震災	延べ 143 万人 (H23.3~現在)															
7	介護保険における住所地特例制度の適用対象の拡大 (介護保険法第 13 条の特例) 【健康福祉部】	施設入所により市町村を越えて住所変更した場合、従前に住所のあった市町村が保険者となるが、施設入所に前に居宅に住所を移すとその住所地の市町村が保険者となる。	出身地等の居宅に住所を移してから一定期間 (例えば 1 年以内) 後に施設に入所した場合や在宅サービスを受ける場合には、居宅に転居前の市町村を保険者とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 都市部では施設待機者が多く、施設新設には多くのコスト・制限がある一方、地方部では将来的に介護余力の発生が見込まれる。 都市部で介護費用を負担することにより、地方部への移住促進による地方負担の増加を抑制することができる。 												
8	サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和 (空き家の有効活用) (高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第 11 条第 1 項の特例) 【健康福祉部】	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所 (サービス提供拠点) については、歩行距離で 500 メートル以内の所に設置することが必要。	常駐場所の距離要件を車で約 10 分程度まで緩和すること。	<ul style="list-style-type: none"> 複数の空き家をバリアフリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、既存の空き家の有効活用をさらに推し進めることが可能となる。 												
9	流動食 (食品) に対する食事療養費給付についての在宅医療への適用 (健康保険法第 52 条の特例) 【産業労働部、健康福祉部】	医師が食事箋により流動食 (食品) を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者は全額自己負担。(入院患者には食事療養費が給付)	医師が食事箋により流動食 (食品) を指示し医療機関から提供された場合、在宅患者にも食事療養費が給付されるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> 流動食 (食品) を用いた食事箋による食事療養において、在宅患者と入院患者との負担の公平性を図ることが必要。 												

※「(国)」は国家戦略特区での規制緩和提案、その他は構造改革特区での規制緩和提案

2 再提案 (11 項目)

No.	項目	規 制		国の意見	再提案の理由									
		現 行	求める緩和措置											
1 (国)	粒子線医療の J T 研修を受ける外国人医療チーム構成員の在留期間の延長 (出入国管理及び難民認定法施行規則第 3 条の特例) 【病院局】	外国人医師・医学物理士等が在留資格「研修」で在留できる期間は最長 1 年。(粒子線医療 O J T 研修には最長 2 年間程度が必要)	在留資格「研修」の在留期間を最長 2 年に延長すること。	(法務省で協議中)	(国で協議中ではあるが、規制緩和措置が認められていないため、再提案する。)									
2 (国)	先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認 (厚生労働省局長通知の特例) 【神戸市】	医療機関が先進医療に係る検体検査を実施する場合、検体検査の一部工程を外部に委託することは不可。	医療機関が先進医療に係る検体検査を実施する場合、検体検査の一部工程を外部の検査機関に委託することを可能にすること。	(国の特区ワーキンググループで協議中)	(国で協議中ではあるが、規制緩和措置が認められていないため、再提案する。)									
3 (国)	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和 (高圧ガス保安法の特例) (危険物の規制に関する規則第 12 条第 1 項の特例) 【企画県民部】	天然ガスと水素ガスのタンク(貯蔵装置)や昇圧装置(製造装置)は 20m 以上の離隔距離を取ることが必要。	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。	(国からの回答なし)	水素エネルギーの実用化の進展が求められる中、水素発電タービンの開発に係る天然ガス・水素ガスの混合燃焼実験の実施等を促進するため、安全を確保した上で保安規制の緩和が必要。									
4 (国)	神戸医療産業都市の高度専門病院群に係る臨床研究中核病院等と同水準の認定に関する特例 (厚生労働省局長通知の特例) 【神戸市】	個々の病院ごとに臨床研究中核病院等と同水準の医療機関としての認定が必要。	神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群(約 1,400 床)全体を臨床研究中核病院等と同水準の医療拠点として認定すること。	複数の医療機関群で連携して保険外併用療養の特例を活用する場合であっても、主導的な役割を担う医療機関は単独で臨床研究中核病院等と同水準であることが必要。	高度専門病院群において、保険外併用療養の特例を活用した先進医療を提供するため、臨床研究中核病院等と同水準の認定に関する特例が必要。 (メディカルクラスター連携推進委員会で具体的な連携の形を検討中)									
5	私立保育所における 3 歳未満児に対する給食の外部搬入の容認 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条第 1 項の特例) 【健康福祉部】	私立保育所では、3 歳未満の児童に対する給食の外部搬入が不可。 (公立保育所は外部搬入可)	外部搬入を認めること。	この件は「平成 28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する」ことが閣議決定されているため、それまでの間は変更不可。	公立、私立を問わず保育所の適正な運営を図るため、公立保育所と私立保育所とのバランスを欠く規制の早期の見直しが必要。									
6	播磨灘における船舶の航行に係る規制の緩和 (船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項の特例) 【産業労働部】	播磨灘は、沿海区域であり、平水区域限定で使用が許可されている船舶が播磨灘を通過することは不可。	平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過することができるよう区域設定の見直しや期間限定での通過容認等の緩和を行うこと。 ・播磨灘での一律の区域設定を改め、より細かな区域設定をすること。 ・播磨灘の平常時の波高データが、平水区域の荒天時の基準以下であることから、期間を限定すれば、平水区域と同様の扱いができる期間を設定できる可能性があるため、平水区域と同等とみなす時期や天候を設定すること。	播磨灘は他の瀬戸内水域と異なり波高が高く、平水区域の条件を満たさないため、平水区域化は不可。	近年、瀬戸内海沿岸の地方公共団体が交流の強化を進めている中、本県の強みであるクルーズ船の振興を促進できるよう、細やかな区域設定が必要 <波高(H24 年度国調査)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時</th> <th>荒天時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平水区域</td> <td>0.2m 以下</td> <td>1.0m 以下</td> </tr> <tr> <td>播磨灘</td> <td>0.4~0.6m</td> <td>1.5~2.0m</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平常時	荒天時	平水区域	0.2m 以下	1.0m 以下	播磨灘	0.4~0.6m	1.5~2.0m
区分	平常時	荒天時												
平水区域	0.2m 以下	1.0m 以下												
播磨灘	0.4~0.6m	1.5~2.0m												
7	都市・農山漁村交流等の活性化のための農林漁業体験民宿に係る規制の緩和 (旅館業法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号の特例) 【農政環境部】	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合、客室面積が 33 ㎡未満では不可。	非農林漁業者が当該家屋に居住しながら農林漁業体験民宿業を行う場合については、旅館業法の特例(客室面積が 33 ㎡未満でも可)を適用すること。	非農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合、農林漁業体験の役務の農林漁業者への委託実施が考えられるが、この形態では他の旅館業を営む事業者と変わりがないため、他の旅館業者と同様に旅館業法の最低限の基準を満たすようにすべき。	農林漁業者の高齢化が進む中、都市・農山漁村の交流による地域活性化を図るため、非農林漁業者の参入を促進することが必要。(非農林漁業者の事業計画では、農林漁業体験の役務は自らが担い委託はしないため、国意見の前提条件の認識は誤り)									
8	生産緑地地区に係る面積要件等の緩和 (生産緑地法第 3 条第 1 項第 2 号の特例) (租税特別措置法第 70 条) 【農政環境部】	①生産緑地地区に係る面積要件は 500 ㎡以上。 ②生産緑地地区において、相続した農地を貸し出した場合や農業用施設用地においては相続税納税猶予制度の対象外。	①面積要件を 300 ㎡以上とすること。 ②相続した農地を貸し出した場合や農業用施設用地においても相続税納税猶予制度の対象とすること。	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があり、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として 500 ㎡と設定しているため、緩和することは困難。 (②については、前回提案時に国から「税制改正要望であるため特区提案の対象外」との回答があった。)	都市における農地の減少が進む中で、300 ㎡程度の農地であれば、農産物の供給や身近な農業体験・交流の場の提供、災害時の防災空間の確保等の多面的機能は発揮できると考えられるため、面積要件等の見直しが必要。									

No.	項目	規 制		国の意見	再提案の理由
		現 行	求める緩和措置		
9	狩猟免許試験における試験項目の一部免除 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条第1項の特例) 【農政環境部】	銃砲所持許可の検定項目と狩猟免許試験の試験項目については、「銃器の点検、分解及び結合」「弾の装填及び脱包」が重複。	銃砲所持許可を有する者については、狩猟免許試験の試験項目のうち銃砲所持許可の検定項目と重複する「銃器の点検、分解及び結合」等の基本操作を免除すること。	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目は、野外で安全に狩猟をする際の基本的かつ極めて重要な技術であり、銃刀法に基づく技能検定とは試験の観点が異なる。 既に銃砲所持許可を有する者でも「出猟した現場」を想定した基本操作を習得していると判断することは不可。	県内におけるシカ被害が増加している中、狩猟後継者（特に銃猟）の確保を図るため、狩猟免許試験の簡素化が必要。
10	自家用有償旅客運送の登録要件の緩和 (道路運送法第79条の4第1項第5号の特例) 【県土整備部】	自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣への登録申請が必要であり、申請にあたっては、事前に地域公共交通会議等の合意が必要。	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校区内で実施する自家用有償旅客運送については、地域公共交通会議等の合意があったものとみなすこと。	当該地域のバス・タクシー事業者を含む関係者において、バスやタクシーのみでは十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通の確保が困難であり、自家用有償旅客運送を用いて補完する必要があることについて合意形成を図ることが必要。	地域における高齢者の移動手段の確保が求められる中、限られたエリアでの自家用有償旅客運送は、交通事業者への支障は極めて少なく、市町村が必要と認めることで地域公共交通会議等での合意と同等の効果があると考えられ、規制の緩和が必要。
11	国際コンテナ戦略港湾「阪神港」の内航フィーダー船の新造時の納付金の免除 (内航海運組合法第8条の特例) 【県土整備部】	新たな内航船舶を建造する際には、日本内航海運組合総連合会へ納付金を支払うことが必要。 (外航船は不要)	地方港－阪神港間を運行する内航フィーダー船については、納付金を免除すること。	当該納付金の制度は、日本内航海運組合総連合会が実施する内航海運暫定措置事業であって、本事業に係る借入金がある現状で納付金を免除することは困難。	阪神港の国際競争力が低下している中、阪神港への集貨を促進するため、内航に対する負担軽減が必要。

(参考) 前回提案のうち法改正済、法改正予定の規制緩和措置 (4項目)

No.	項目	改正前	改正後
1	クルーズツーリズム振興のための入国審査の簡素化 (出入国管理及び難民認定法第6条に基づく外国船入国審査の簡素化) 【産業労働部】	クルーズ船については、一度に多数の乗客が乗降するため、通常の上陸審査手続きでは、時間が長くなり、迅速化が求められていた。	クルーズ船の外国人乗客について、顔写真の提供の省略など簡易な手続きで上陸を許可する船舶観光上陸許可制度等が創設された。 H27.1 改正法施行済
2	商店街等における免税手続きの簡素化 (消費税法第8条に基づく免税手続きの簡素化) 【産業労働部】	商店街等において、一括カウンターでの免税手続き等が認められていなかった。	免税手続きの第三者への委託が可能となり、商店街やショッピングセンターにおける一括カウンターの設置など免税手続きの簡素化が図られた。 H27.4 改正法施行済
3	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条に基づく認定有効期間の廃止) 【健康福祉部】	保育所型認定こども園にのみ、認定の有効期間(5年)が規定されていた。	保育所型認定こども園にのみ規定されている認定の有効期間(5年)を廃止する。 今国会で法改正予定
4	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止 (農地法第4条に基づく権限の移譲) (農地法附則第2項に基づく事前協議の廃止) 【農政環境部】	農地転用許可について、4ha超については国に許可権限があり、知事許可(2ha超4ha以下)については大臣との事前協議が必要であった。	農地転用に係る国の許可権限(4ha超)を県に移譲するとともに、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣との事前協議を廃止する。 今国会で法改正予定

<問い合わせ先>

企画県民部 特区推進課 特区推進班 TEL 078-362-4378